

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成三年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の2)の項のイ中「2,404,000円」を「2,387,000円」に改め、同表の3の項のロの(ア)の表中「17,500円」を「17,300円」に、「29,000円」を「28,600円」に、「22,600円」を「22,300円」に、「37,500円」を「37,000円」に、「33,300円」を「32,800円」に、「52,300円」を「51,600円」に、「39,900円」を「39,300円」に、「61,300円」を「60,400円」に、「50,500円」を「49,800円」に、「77,000円」を「75,900円」に、「7,400円」を「7,300円」に、「10,500円」を「10,400円」に改め、同項のロの(イ)の表中「5,700円」を「5,600円」に、「9,200円」を「9,100円」に、「7,700円」を「7,600円」に、「12,200円」を「12,000円」に、「11,600円」を「11,400円」に、「17,100円」を「16,900円」に、「14,000円」を「13,800円」に、「20,300円」を「20,000円」に、「17,700円」を「17,500円」に、「25,800円」を「25,400円」に改め、同表の8の項のロ中「199,000円」を「201,000円」に、「159,200円」を「160,800円」に改め、同表の11の項のイ中「137,500円」を「134,200円」に改め、

別表第二中「8」を「7.75」に改め、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。